

# 香川県報



第 88 号

平成 15 年

11月 7 日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
  - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ( " " ) 二
  - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ( " " ) 二
  - 道路の区域変更 (道路保全課) 二
  - 道路の区域変更及び供用開始 ( " " ) 二
  - 海岸保全区域の指定(二件) (港 湾 課) 三
- 公 告**
- 肥料の登録 (農業経営課) 五
  - 肥料の登録の有効期間の更新 ( " " ) 五
  - 収去飼料の試験結果の概要 (畜 産 課) 七
  - 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 七
  - 土地改良区の役員の就任の届出 ( " " ) 七
  - 宅地建物取引業法の規定による業務の停止 (住 宅 課) 八
- 公安委員会規則**
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
- 選挙管理委員会告示**
- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

## 告 示

●香川県告示第六百三十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十五年十一月七日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成二五、一〇、一	医療法人社団 勇静会上原耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 勇静会	綾歌郡国分寺町新居一三六一番地

●香川県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十五年十一月七日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一五、九、三〇	上原耳鼻咽喉科医院	上原 範子	綾歌郡国分寺町新居一三六一番地

●香川県告示第六百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十五年十一月七日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一五、一〇、一 医療法人社団たけ お会岩佐病院 仲多度郡琴平町榎 井七七五番地	医療法人社団たけ お会 仲多度郡琴平町榎 井七七五番地	介護療養型医療施設 短期入所療養介護
---	--------------------------------------	-----------------------

●香川県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先から	前	一一・〇 } 一五・〇	一〇五	道路改築事 業に伴う現 道拡幅及び 不用物件化
綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先まで	後	一三・〇 } 一六・〇	一〇五	
綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先から	前	一〇・〇 } 二二・〇	八五	
綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九九 番二地先まで	後	一一・〇 } 四三・〇	八五	

●香川県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先から	一一・〇 } 四三・〇	一九〇	道路改築事 業に伴う迂 回路の不要 物件化
後	綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九九 番二地先まで	一三・〇 } 三〇・〇	二〇〇	
前	綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先から	一〇・〇 } 六一・〇	一九〇	
後	綾歌郡綾南町大字萱原字北一〇八 八番一地先から	一一・〇 } 四三・〇	一九〇	

四 道路の供用

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字菅原字北一〇八八番一地从先から 綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九九番二地先まで	一・一〇 四三・〇	一五〇	昭和六十二年香川県告示第五百十八号及び同日付けで変更した区域の一部

五 供用開始の期日 平成十五年十一月七日

●香川県告示第六百三十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和五十年香川県告示第百十八号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	坂出港	西ふ頭・西運河	<p>一 指定場所 坂出市入船町一丁目四一〇番地の二地先から坂出市築港町二丁目三一〇番地の七〇地先まで</p> <p>二 指定区域 基点一から基点八までを順次に結んだ線、基点八、補助点一一、補助点一二、補助点一三を順次に結んだ線、補助点一三、基点一六、基点一五、基点一四、基点一三、基点一二、基点一一、基点一〇、基点九を順次に結んだ線、基点九、補助点九、補助点一〇、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一を順次に結んだ線及び補助点一と基点一とを結んだ線に</p>

より囲まれた区域  
三 基点及び補助点の標示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。）

- 基点一 三等三角点瀬居島（北緯三四度二一分一五秒）から一八〇度一分二八・一九秒、三、六八九・五四メートルの地点
- 基点二 基点一から一七四度三〇分、三五メートルの地点
- 基点三 基点二から二六六度、七〇メートルの地点
- 基点四 基点三から三五四度、五七九メートルの地点
- 基点五 基点四から三四七度、三四メートルの地点
- 基点六 基点五から二六八度、一〇〇メートルの地点
- 基点七 基点六から二六八度、一五〇メートルの地点
- 基点八 基点七から二六八度、四一五メートルの地点
- 基点九 基点八から三四〇度、一六八メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二六七度、二二四メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から一八六度、九一メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二六九度、二九九メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三二二度、一二メートルの地点
- 基点一四 基点一三から一度三〇分、二五七メートルの地点
- 基点一五 基点一四から四九度、一四メートルの地点

地点 基点一六 基点一五から七八度、一三〇メートルの地点
地点 補助点一 基点一から二七七度、二〇メートルの地点
地点 補助点二 基点二から三一四度、三〇メートルの地点
地点 補助点三 基点三から四三度、三〇メートルの地点
地点 補助点四 基点五から四七度、三四メートルの地点
地点 補助点五 基点五から三三三度、九二メートルの地点
地点 補助点六 基点六から三五六度、八三メートルの地点
地点 補助点七 基点六から三五六度、三〇メートルの地点
地点 補助点八 基点七から三五七度、二八メートルの地点
地点 補助点九 基点九から一七二度、四七メートルの地点
地点 補助点一〇 基点一〇から一五四度、五〇メートルの地点
地点 補助点一一 基点一三から二二〇度、三九メートルの地点
地点 補助点一二 基点一四から三二一度、三六メートルの地点
地点 補助点一三 基点一六から〇度、二五メートルの地点

●香川県告示第六百三十九号  
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
 昭和五十五年香川県告示第二百五十三号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成十五年十一月七日			香川県知事 眞鍋 武紀
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
讃岐阿波	坂出港	総社	一 指定場所 坂出市林田町字大番北二六七七番地の丙地先から坂出市林田町字洲鼻前乙二八五二番地の二四二地先まで 二 指定区域 基点一から基点六までを順次に結んだ線、基点六と補助点四とを結んだ線、補助点四から補助点一までを順次に結んだ線及び補助点一と基点一とを結んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点一 三等三角点瀬居島（北緯三四度二一分一・五二秒、東経一三三度五一分一〇・九五秒）から九九度三七分五七・二七秒、三・七五五・四一メートルの地点 基点二 基点一から二五〇度五四分二三秒、二七・五メートルの地点 基点三 基点二から三三三度二八分一六秒、四七・〇・四メートルの地点 基点四 基点三から二二一度五七分一九秒、一・〇六五・〇メートルの地点 基点五 基点四から一四六度一八分三六秒、一三・三・四メートルの地点 基点六 基点五から一四〇度四分四七秒、六三・九メートルの地点 補助点一 基点一から〇度〇〇分〇〇秒、二四・〇メートルの地点 補助点二 基点三から四度五三分五七秒、七〇・三メートルの地点 補助点三 基点四から二七〇度〇〇分〇〇秒、六
波			

○・○メートルの地点  
 補助点四 基点六から二三〇度二六分二五秒、二  
 九・八メートルの地点

公 告

●香川県公告第六百四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登 録 年 月 日	登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所
平 成 十 五 年 十 月 九 日	香 川 県 第 七 三 六 号	肉 骨 粉	豚、鶏肉骨粉	窒 素 全 量 五・〇 りん 酸 全 量 五・〇	該 当 な し	讚 佑 化 成 企 業 組 合 高 松 市 西 山 崎 町 一 五 二 番 地

●香川県公告第六百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	登 録 の 有 効 期 限
香 川 県 第 六 八 〇 号	混 合 有 機 質 肥 料	7・0 混 合 有 機 質 肥 料	窒 素 全 量 七・〇	含 有 を 許 さ れ る 有 害 成 分	有 限 会 社 大 坪 商 店	平 成 十 八 年 八 月 二

号	料	りん 酸 全 量 六・〇	分 の 最 大 量 は、公 定 規 格 の と お り	高 松 市 西 山 崎 町 一 五 二 番 地	十 九 日
---	---	--------------	-----------------------------	-------------------------	-------

●香川県公告第六百四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十五年十月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		収去場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要		その他の検査	違反の内容								
東かがわ市三本松二 一三番地 株式会社オーリン ワン本社工場		同上		子牛育成用カーフェ ース	乳牛飼育用デーリイ 淡路号	オーリンワン前期	平成十五年 十月	平成十五年 十月	粗たん白質 (%)	粗 脂 肪 (%)	カルシウム (%)	リ ン 酸 (%)	粗 繊 維 (%)	粗 灰 分 (%)	水分 一二・三%	水分 一二・六%	水分 一二・一%		

●香川県公告第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 高額地区）を行うことについて平成十五年十月二十七日適当と決定した。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十五年十一月十四日から同年十二月四日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市鎌田池土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	森口 義孝	坂出市福江町三丁目一番三四号	平成一五、一〇、九
〃	戸川 澄雄	〃 二丁目二番四四号	〃
〃	浦田 真一	〃 小山町一番一九号	〃
〃	久保田明男	〃 福江町三丁目三番三八号	〃
〃	宮内 孝文	〃 三丁目五番一〇号	〃
〃	前田 準一	〃 笠指町七番一七号	〃
〃	大林 二三夫	〃 富士見町二丁目五番二二号	〃
〃	花田 勉	〃 二丁目一番二九号	〃
〃	津山 健次	〃 二丁目一番一〇号	〃
〃	岡田 英夫	〃 谷町一丁目五番四五号	〃
監事	落合 正俊	〃 大池町二番二八号	〃
〃	米澤 卓二	〃 白金町二丁目八番八号	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	森口 義孝	坂出市福江町三丁目一番三四号	平成一五、一〇、一〇
〃	浦田 真一	〃 小山町一番一九号	〃
〃	西条 郁夫	〃 福江町三丁目一番三二号	〃
〃	久保田明男	〃 三丁目三番三八号	〃
〃	竹本 薫	〃 三丁目四番四五号	〃
〃	前田 準一	〃 笠指町七番一七号	〃
〃	大林 二三夫	〃 富士見町二丁目五番二二号	〃
〃	花田 勉	〃 二丁目一番二九号	〃
〃	津山 健次	〃 二丁目一番一〇号	〃
〃	岡田 英夫	〃 谷町一丁目五番四五号	〃
監事	落合 正俊	〃 大池町二番二八号	〃
〃	多田羅龍男	〃 八幡町一丁目八番一〇号	〃

●香川県公告第六百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 処分年月日  
平成十五年十月三十日
- 二 処分対象業者
  - 1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
四国設計コンサルタント株式会社  
笹川 重幸
  - 2 高松市中央町一四番一〇―一二号  
免許証番号及び免許年月日  
香川県知事（八）第三二四七号

平成十五年三月十四日  
三 処分内容

平成十五年十月三十一日から三月間の業務の全部の停止

### 公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第二十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県観音寺警察署の項中「瀬戸町四丁目」の下に「天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年十一月十日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

### ●香川県選挙管理委員会告示第百二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十五年十一月七日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数 一六、六八九人  
三分の一の数 二〇五、七三五人

県議会議員各選挙区における三分の一の数 九〇、八九一人

高松市選挙区 二一、六八八人

丸亀市選挙区 二〇、五七四人

坂出市選挙区 九、五〇〇人

善通寺市選挙区 一二、〇三九人

観音寺市選挙区 一五、四二二人

さぬき市選挙区 一〇、六〇四人

東かがわ市選挙区 九、八〇二人

小豆郡選挙区 七、九五四人

木田郡第一選挙区 六、七三四人

木田郡第二選挙区 九、八三八人

香川郡選挙区 二一、三五七人

綾歌郡選挙区 九、〇三三人

仲多度郡第一選挙区 六、五三四人

仲多度郡第二選挙区 二〇、一八三人

三豊郡第一選挙区 五、九九九人

三豊郡第二選挙区

平成十五年十一月七日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています